令和８年（フ）第１４４９号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ13―514
債務者　薄金　知慶
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１２５号
横浜市戸塚区平戸４丁目22番14―105号
債務者　五十嵐寿子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目48番31号　獅子ケ谷ハイム201
債務者　河野　優果
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目36番22号　プランタンヌーボー103
債務者　今井　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４０号
横浜市泉区下和泉４丁目18番15号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９３号
横浜市中区扇町３丁目10番地１　同栄マンションＢ503
債務者　小野寺泰夫
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１０号
静岡県沼津市大塚1069番地　サンライズ大塚101
債務者　森木　孝也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
香川県三豊市財田町財田中3737番地１宮尾団地105号、前住所香川県仲多度郡まんのう町長尾1314番地１
債務者　宮﨑沙弥香（旧姓片岡）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第４３７号
熊本市中央区南熊本３丁目12番５―308号　スフィンクスキモト
債務者　森　　聖巳
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２７号
熊本市中央区九品寺１丁目14番５―701号　ラフィーヌプラザ
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３０号
熊本市東区下江津５丁目３番７号　江津パークハイツ102
債務者　中尾真由美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４７号
熊本市西区蓮台寺２丁目６番20号　メゾンアイディールＡ102
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５７５号
熊本市北区飛田１丁目１番65号　プレジール飛田103、転入前住所熊本県合志市須屋1986番地12　エステートピア雅　201号
債務者　後藤　瑞恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８３号
熊本市中央区新大江１丁目17番12―102号　ライオンズマンション
債務者　時松　啓典
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６４６号
熊本市北区檜木２丁目11番145―205号、異動前住所熊本市北区麻生田２丁目10番31号　アルカンシェル201
債務者　菊池　晶彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０３号
鹿児島市下伊敷１丁目50番23号　プレイスいしき406号
債務者　山元江里子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係